

# 立正大学不正防止推進委員会に関する申し合わせ

平成24年2月7日

内規第261号

第1条 本申し合わせは、立正大学における公的研究費の不正使用の防止および対応に関する規程第39条第1項の規定に基づき設置する立正大学不正防止推進委員会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本学に立正大学不正防止推進委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者より公的研究費による研究活動を統括する者 研究担当副学長
- (2) 統括管理責任者より公的研究費による研究の事務を統括する者 大学事務局長
- (3) コンプライアンス推進責任者より委員長が指名する者 2名以上
- (4) コンプライアンス推進責任者より不正防止推進部局を統括する者
- (5) コンプライアンス推進副責任者より不正防止推進部局を担当する者
- (6) その他必要に応じて委員長が指名した者

3 前項第3号の委員の任期は理事長の任期と同じとし、再任を妨げない。

第3条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもってあてる。

第4条 委員会は次の事項を審議し、理事長に報告・答申する。

- (1) 公的研究費等不正防止計画の策定・推進および改正
- (2) 監査室と連携した、公的研究費等に係る不正使用通報への対処
- (3) 公的研究費等に係る、理事長からの諮問
- (4) 公的研究費等不正使用防止のための啓発活動
- (5) その他必要とされる事項

2 コンプライアンス推進責任者は自己の管理監督する部局における対策の実施状況を報告しなければならない。

第5条 削除

第6条 委員会は総務部研究推進・地域連携課が所管する。

第7条 この申し合わせの改廃は、委員会で行う。

## 附 則

1 この申し合わせは、平成24年2月7日から施行する。

2 平成27年3月19日改正、平成27年3月19日施行

この申し合わせの施行日をもって、立正大学公的研究費等の不正防止計画に関する申し合わせを廃止する。

平成28年3月25日改正、平成27年10月1日施行

令和2年6月11日改正、令和2年6月11日施行